

北区民まちづくり提案支援事業審査基準

平成26年6月13日制定
平成28年6月13日改定
平成29年6月1日改定
平成30年4月13日改定
令和2年5月12日改定
令和3年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定

北区民まちづくり提案支援事業審査会における審査基準について、以下のとおり取り扱う。

1 審査の方法

- (1) 審査会委員は、申請書類のほか、審査会における申請者のプレゼンテーション等を踏まえて審査する。ただし、感染症の拡大防止等を目的として、書類審査とする場合がある。
- (2) 審査会委員は、事業内容等を総合的に勘案し、別表1に掲げる評価項目に沿って審査を行う。
ただし、いずれの場合においても、委員が申請団体の代表者又は構成員等である場合は、当該事業の審査に参画しない。
- (3) 評価が次のいずれかの項目に当てはまる事業には、不採択の意見を付す。
 - ア 委員全員の全評価項目における評点の平均が4点以下の場合
 - イ 同一の評価項目について、複数の委員が3点以下とした場合
 - ウ 継続上限最終年の事業に係る評価において、別表1の「1 将来性・発展性」、「5 経費の妥当性」の各評価項目に、複数の委員が4点以下とした場合
- (4) 審査の結果、複数の団体が同一の合計評点になった場合、別表1の「5 経費の妥当性」の評点が高い団体を上位とする。「5 経費の妥当性」の評点も同一の場合は、委員の合議により決定するものとする。

2 評価結果の公表

申請者が希望した場合は、当該事業の評点（別表1の委員全員の各項目の評点の平均。評価者は特定しない。）を開示する。

3 その他

この審査基準に定めのないものについては、審査会において定める。